

令和 4 年 1 月

事 業 主
現 場 代 理 人 各 位

岡山労働基準監督署長

建設業における労働災害の防止のお願い

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

また、平素は労働災害の防止について格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、岡山労働基準監督署管内における、令和 3 年 1 2 月時点での建設業の休業 4 日以上の労働災害は 1 1 7 人であり、昨年同時期の 7 8 人から 3 9 人、5 割の大幅増となっています。

災害の内訳を見ると、屋根や解体中の床の端から、トラック荷台から、あるいは、梯子、脚立の不適切な使用による墜落、転落災害が多く発生しています。また、移動式クレーンの転倒、荷取扱い中の挟まれ、落下災害も多発傾向にあります。

被災者を年代別にみると 4 人に 1 人が平成生まれの若年層である一方、死亡災害については 6 0 代以上の高齢者が 3 5 % を占めています。また、一人親方や中小事業主等の死傷災害も多数発生しています。

このような状況を受けて、岡山労働基準監督署では建設現場への監督指導と併せ、建設現場パトロール、災害防止団体及び発注者等との協議会の開催等、建設現場の労働災害防止対策推進のための集中的取組を進めております。

監督署では、労働災害増加要因を踏まえた対策として、特に

計画段階での安全作業の十分な検討と、作業ごとのリスクアセスメント及びその低減措置の実施

適切な足場の設置、はしご・脚立の適正な使用、保護具の使用の徹底

若年層に対する安全衛生教育の充実

高齢労働者が、安心して快適に作業を行うことができる環境づくり

について取り組むよう指導しています。

年度末にかけて施工がピークを迎えることから、貴事業場(現場)におかれましても、労働災害防止に向けて一層の取組をよろしくお願い申し上げます。

建設現場の労働災害が大幅に増加(5割増)しています

最近の労働災害要因を踏まえ以下の重点について取組をお願いします

- 計画段階での安全作業の十分な検討と作業毎のリスクアセスメントの実施に基く低減措置
- 適切な足場の設置、はしご・脚立の適正な使用、保護具の使用の徹底
- 若年層に対する安全衛生教育の充実
- 高年齢労働者が安心して快適に作業を行うことができる環境づくり

令和4年1月 岡山労働基準監督署

令和3年12月分 死傷災害(休業4日以上) 署別発生状況(速報値)

前年同期比較

岡山労働局

年別	合計				署別																			
					岡山			倉敷			津山			笠岡			和気			新見				
	'21年	'20年	増減	%	'21年	'20年	増減	'21年	'20年	増減	'21年	'20年	増減	'21年	'20年	増減	'21年	'20年	増減	'21年	'20年	増減		
合計	2307	1988	319	16.0%	968	802	166	590	546	44	327	295	32	167	179	12	111	84	27	144	82	62		
製造業	585	570	15	2.6%	200	202	2	128	136	8	81	104	23	57	70	13	35	35	0	84	23	61		
金属製品	127	100	27	27.0%	55	34	21	26	22	4	20	11	9	16	19	3	5	10	5	5	4	1		
機械器具	69	75	6	8.0%	24	32	8	17	18	1	11	7	4	5	12	7	3	2	1	9	4	5		
化学工業	47	53	6	11.3%	13	25	12	6	10	4	10	6	4	7	7	0	8	5	3	3	0	3		
製材木製品	31	37	6	16.2%	7	8	1	1	3	2	16	22	6	5	1	4	2	1	1	0	2	2		
窯業土石	35	39	4	10.3%	9	10	1	4	5	1	5	5	0	3	6	3	12	11	1	2	2	0		
繊維製品	37	18	19	105.6%	20	7	13	13	7	6	2	1	1	2	3	1	0	0	0	0	0	0		
食料品	189	174	15	8.6%	45	51	6	53	53	0	10	43	33	16	17	1	3	4	1	62	6	56		
印刷製本	9	8	1	12.5%	9	7	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0		
その他	41	66	25	37.9%	18	28	10	8	18	10	7	9	2	3	4	1	2	2	0	3	5	2		
(自動車整備)	(10)	(14)	(4)	(28.6%)	(2)	(7)	(5)	(2)	(4)	(2)	(2)	(1)	(1)	(0)	(2)	(2)	(2)	(0)	(2)	(2)	(0)	(2)		
建設業	8	6	2	33.3%	1	1	0	1	1	0	2	1	1	1	2	1	0	0	0	3	1	2		
建築	253	236	17	7.2%	117	78	39	61	68	7	34	43	9	17	20	3	11	10	1	13	17	4		
土木建築	70	46	24	52.2%	27	13	14	11	7	4	15	14	1	8	6	2	2	0	2	7	6	1		
(木建以外の建築)	92	115	23	20.0%	43	43	0	17	22	5	17	25	8	6	8	2	5	8	3	4	9	5		
(木建)	(62)	(76)	(14)	(18.4%)	(30)	(34)	(4)	(11)	(14)	(3)	(12)	(16)	(4)	(5)	(5)	(0)	(1)	(6)	(5)	(3)	(1)	(2)		
その他	(30)	(39)	(9)	(23.1%)	(13)	(9)	(4)	(6)	(8)	(2)	(5)	(9)	(4)	(1)	(3)	(2)	(4)	(2)	(2)	(1)	(8)	(7)		
(自動車整備)	91	75	16	21.3%	47	22	25	33	39	6	2	4	2	3	6	3	4	2	2	2	2	0		
運輸交通業	332	276	56	20.3%	158	145	13	74	76	2	43	19	24	31	17	14	12	10	2	14	9	5		
道路旅客	26	16	10	62.5%	12	12	0	5	1	4	3	1	2	4	1	3	0	1	1	2	0	2		
道路貨物	303	253	50	19.8%	144	129	15	69	72	3	40	18	22	27	16	11	12	9	3	11	9	2		
貨物取扱業	17	20	3	15.0%	6	10	4	9	7	2	0	1	1	1	0	1	1	2	1	0	0	0		
陸上貨物	15	16	1	6.3%	5	8	3	9	5	4	0	1	1	1	0	1	0	2	2	0	0	0		
港湾運送	2	4	2	50.0%	1	2	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0		
林業	36	28	8	28.6%	1	3	2	0	1	1	28	15	13	0	0	0	3	0	3	4	9	5		
第三次産業	1030	816	214	26.2%	479	356	123	311	251	60	126	105	21	51	57	6	42	26	16	21	21	0		
商業	270	255	15	5.9%	130	106	24	78	72	6	29	43	14	13	21	8	14	10	4	6	3	3		
(卸売業)	(38)	(39)	(1)	(2.6%)	(19)	(19)	(0)	(12)	(10)	(2)	(4)	(3)	(1)	(2)	(4)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(2)	(2)		
(小売業)	(202)	(194)	(8)	(4.1%)	(95)	(72)	(23)	(58)	(60)	(2)	(22)	(36)	(14)	(9)	(16)	(7)	(13)	(9)	(4)	(5)	(1)	(4)		
<各種商品小売>	<5>	<10>	<5>	<50.0%>	<4>	<6>	<2>	<0>	<2>	<2>	<1>	<2>	<1>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>		
<新聞販売>	<24>	<26>	<2>	<7.7%>	<9>	<4>	<5>	<7>	<8>	<1>	<3>	<9>	<6>	<0>	<3>	<3>	<3>	<2>	<1>	<2>	<0>	<2>		
保健衛生	374	259	115	44.4%	181	114	67	107	83	24	47	31	16	14	14	0	17	10	7	8	7	1		
(医療保健業)	(133)	(77)	(56)	(72.7%)	(70)	(39)	(31)	(42)	(16)	(26)	(6)	(15)	(9)	(3)	(3)	(0)	(9)	(2)	(7)	(3)	(2)	(1)		
(社会福祉施設)	(239)	(175)	(64)	(36.6%)	(110)	(73)	(37)	(65)	(63)	(2)	(41)	(15)	(26)	(11)	(11)	(0)	(8)	(8)	(0)	(4)	(5)	(1)		
接客娯楽	119	89	30	33.7%	64	44	20	31	32	1	17	7	10	3	2	1	3	3	0	1	1	0		
(旅館業)	(14)	(12)	(2)	(16.7%)	(4)	(6)	(2)	(7)	(5)	(2)	(3)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
(飲食店)	(72)	(56)	(16)	(28.6%)	(41)	(28)	(13)	(18)	(21)	(3)	(8)	(3)	(5)	(2)	(2)	(0)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)	(0)		
(その他の接客)	(33)	(21)	(12)	(57.1%)	(19)	(10)	(9)	(6)	(6)	(0)	(6)	(3)	(3)	(1)	(0)	(1)	(1)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)		
清掃・と畜	73	76	3	3.9%	29	35	6	25	18	7	8	12	4	7	7	0	2	1	1	2	3	1		
(ビルメンテナンス)	(27)	(36)	(9)	(25.0%)	(15)	(19)	(4)	(8)	(9)	(1)	(2)	(6)	(4)	(1)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)		
(産業廃棄物)	(31)	(16)	(15)	(93.8%)	(11)	(5)	(6)	(10)	(3)	(7)	(5)	(3)	(2)	(3)	(4)	(1)	(1)	(0)	(1)	(1)	(1)	(0)		
その他	194	137	57	41.6%	75	57	18	70	46	24	25	12	13	14	13	1	6	2	4	4	7	3		
(警備業)	(28)	(14)	(14)	(100.0%)	(9)	(4)	(5)	(7)	(8)	(1)	(8)	(1)	(7)	(4)	(1)	(3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
その他	46	36	10	27.8%	6	7	1	6	6	0	13	7	6	9	13	4	7	1	6	5	2	3		

注1:災害件数は、労働者死傷病報告(様式第23号)による。注2:網掛けした業種は、第13次労働災害防止推進計画における重点業種である。

注3:令和3年1月1日から令和3年12月末日までに発生した労働災害で、令和4年1月7日までに労働基準監督署に報告のあったものの。

注4:「第三次産業」は業種分類08~17である。注5:「その他」は、「農業」と「畜産・水産業」である。注6:「派遣労働者」は派遣先の労働者数である。

派遣労働者	70	64	6	9.4%	34	32	2	18	14	4	9	6	3	6	7	1	2	4	2	1	1	0
-------	----	----	---	------	----	----	---	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

令和3年 死亡災害発生状況 (速報値)

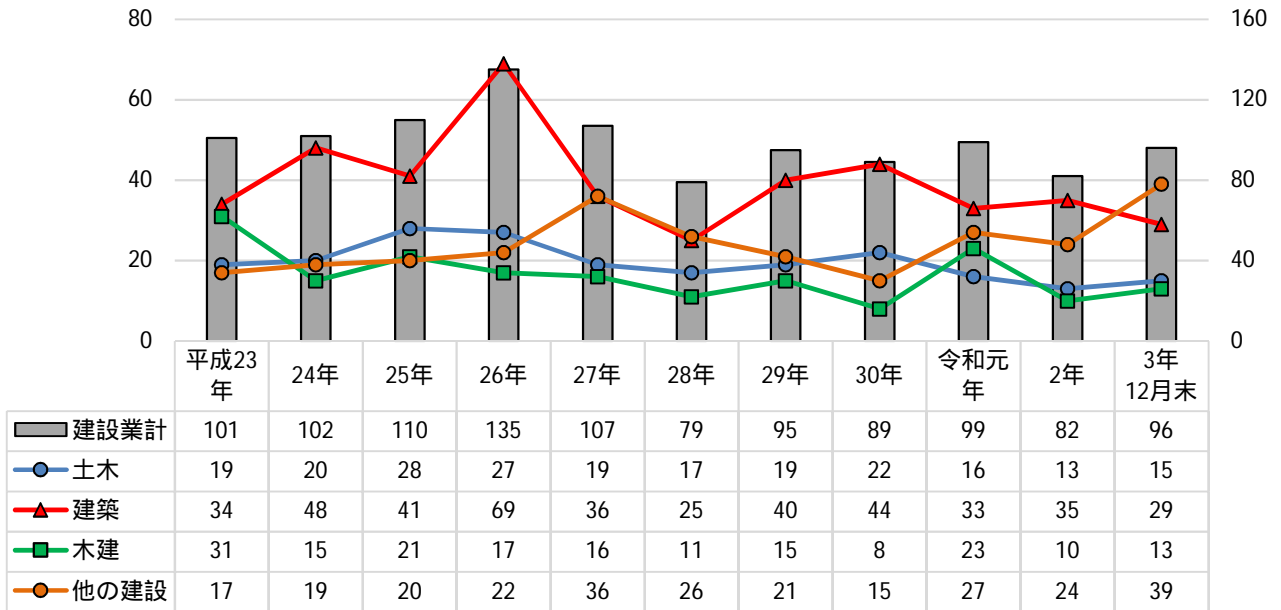
令和3年12月末集計分

番号	業種	災害発生月	発生時間帯	事故の型	起因物	災害発生状況	備考
1	その他の建築 工事業	令和3年1月	7時台	交通事故(道路)	トラック	資材置場に止めていた工事現場で使用する2tダンプ車と、自身が乗ってきた自家用車を入れ替えるため、ダンプ車を資材置場前の市道(約7.9度の下り坂)に停車し、エンジンを掛けたままダンプ車から降りたところ、ダンプ車が動き出したため、被災者はそれを止めようとしたが、ダンプ車の左側前輪に牽かれたもの。	
2	木造家屋建設 工事業	令和3年4月	11時台	激突され	トラック	フォークリフトで機材を運び終えて後退しようとしたところ、前輪が地面に敷かれた碎石に埋まり動かなくなったため、軽トラックでけん引するために車両間をワイヤロープで繋いでいたところ、軽トラックの運転者が誤って前進させたために、被災者がフォークリフト後部と軽トラックのフロント部に挟まれたもの。	
3	その他の金属 製品製造業	令和3年6月	21時台	交通事故(道路)	トラック	高速道路上り線の追越車線を4tトラックで運転していたところ、前方走行車線を走っていた大型トラックが前方の車線規制に従い、急な追越車線への車線変更をしたために避けることが出来ずに衝突したもの。	
4	その他の建設 業	令和3年7月	8時台	飛来・落下	その他の一般動力機械	製造機械の解体に際し、上段バレットを撤去するために、バレットを昇降させるリンクチェーンのボルトを外したところ、安全ブロック等の設置がなく上段バレットが落下してその下敷きになったもの。	
5	その他の建設 業	令和3年7月	11時台	感電	送配電線等	建屋解体工事現場で、飛散防止シートを設置するため、単管にて養生枠を組立作業中に工場内への200V引込線(架空電線)に接触して感電したもの。	
6	道路建設工事 業	令和3年8月	13時台	飛来・落下	地山、岩石	高速道路拡幅工事の土砂仮置場において、ドラグショベルを用いて土砂をダンプ車に積み込んでいた被災者が、昼休憩後から姿が見えなくなり、別の作業員が同ドラグショベルを用いてダンプ車に積み込むための土砂を掘削していたところ、土砂の中から被災者が発見されたもの。	

(注) 令和3年1月1日から令和3年12月末日までに発生した労働災害で、令和4年1月7日までに労働基準監督署に報告のあったもの。

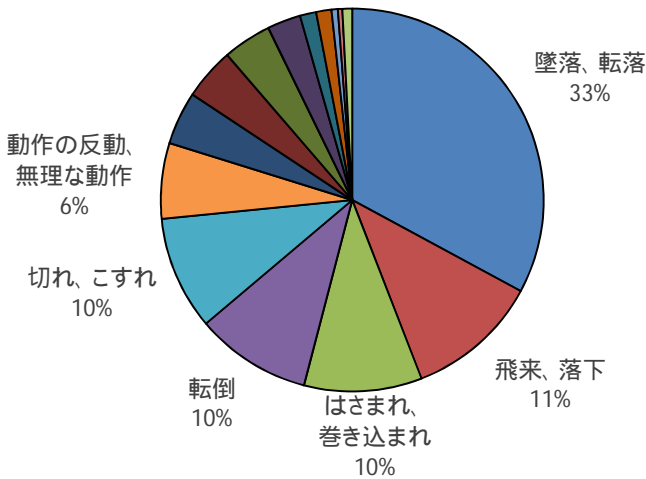
岡山労働基準監督署管内 建設業労働災害発生状況

過去10年の業種ごとの推移



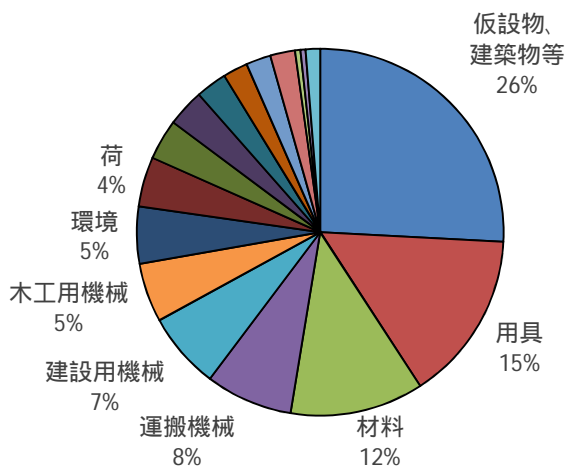
新型コロナウイルスによるものを除く

事故の型別割合 (23年以降計1095人)



事故の型	被災者数	(内死亡)
墜落、転落	360	(9)
飛来、落下	123	(2)
はさまれ、巻き込まれ	109	(3)
転倒	107	
切れ、こすれ	105	
動作の反動、無理な動作	70	
激突	49	
激突され	48	(1)
交通事故	45	(4)
崩壊、倒壊	31	(2)
踏み抜き	15	
高低温物との接触	14	
有害物等との接触	6	
感電	4	
その他	9	

起因物別割合



起因物	被災者数	(内死亡)
仮設物、建築物等	283	(7)
用具	164	(3)
材料	129	
運搬機械	84	(3)
建設用機械	74	(2)
木材加工用機械	57	
環境	55	(1)
荷	48	
棄物	39	(2)
人力機械工具	36	
一般動力機械	30	(1)
金属加工用機械	24	
クレーン等	24	(1)
他の装置、設備等	24	(1)
電気設備	5	
有害物	5	
その他	14	

適切な足場の設置、はしご・脚立の適正使用、保護具の使用を徹底し、墜落・転落災害を防ぎましょう！

岡山監督署管内の建設業における過去10年の労働災害では、墜落・転落災害が1/3を占め、うち9人の方が亡くなっています。

また一人親方や中小事業主等、労働者以外の方の災害も多く発生しており、中には死亡に至ったものもあります。令和3年だけでも、岡山監督署管内で発生、把握している一人親方等の死亡災害は2件あり、いずれも墜落・転落災害です。

通常監督署が公表している「労働災害」は「労働者が業務に起因して負傷等したもの」であり、一人親方等の災害は含まれません。

墜落、転落災害の状況

屋根や、解体中の床の端から転落...4人(うち2人は一人親方等)
 { 足場の手すり等の下を抜けて
 足場の開口部から
 乗り移ろうとした移動式足場が動いて } ...転落 4人
 はしご上で作業、または昇降中に転落...2人
 重機ごと川に転落...1人

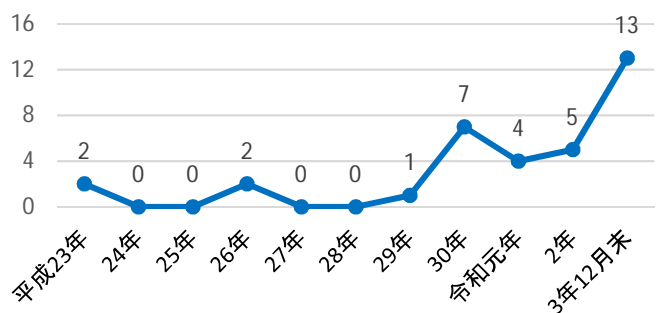


その他

建設現場にも技能実習生など外国人労働者が増加し、それに伴い労働災害も増加しています。元々の文化の違いを念頭に置きつつ、コミュニケーションをしっかりと取り、作業に関するルールを十分に理解させるよう努めて下さい。



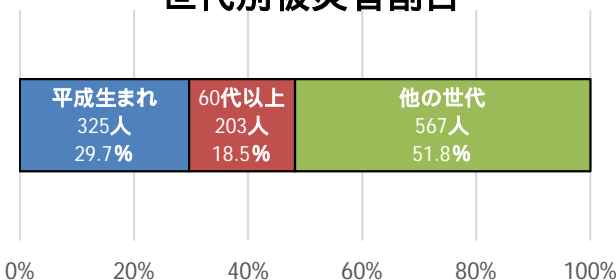
外国籍の被災者数



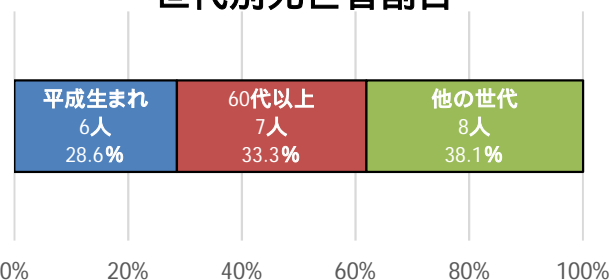
建設業では世代交代が進んでおり、「平成生まれ(32歳以下)」の被災者の割合は29.7%、また死亡災害でも28.6%(21人中6人)と、約3割を占めています。経験が浅い分、雇入時教育をはじめとした各種教育を十分に行って下さい。

一方で、死亡災害については高年齢化も進んでおり、60代以上の死亡者数は7人と1/3を占めています。一般的に高年齢労働者は知識・経験が豊富で、頼れる存在ではありますが、加齢による体力等の低下は否めず、災害に遭う頻度自体が高く、また重篤化する傾向にあります。高年齢労働者が快適に安心して働ける職場環境づくりに努めてください。高年齢労働者に関して配慮すべき事項については、「エイジフレンドリーガイドライン」が示されています。

世代別被災者割合



世代別死亡者割合



労働者、
雇用主の
皆さまへ

はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する人が多いのではないのでしょうか。しかし、**過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。**

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

ポイント

1

はしごや脚立に関する**災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用**しましょう。

P 2 参照

ポイント

2

はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる**床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討**しましょう。

P 3 参照

ポイント

3

はしごや脚立を使用する際は、高さ1 m未満の場所での作業であっても**墜落防止用のヘルメットを着用**して、頭部の負傷を防ぎましょう。

P 4 参照

統計資料

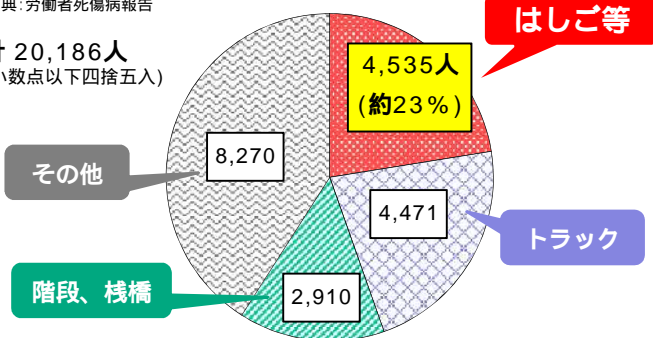
「はしご等」に関する災害（死傷および死亡）

「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い
(平成23年～27年 5年平均)

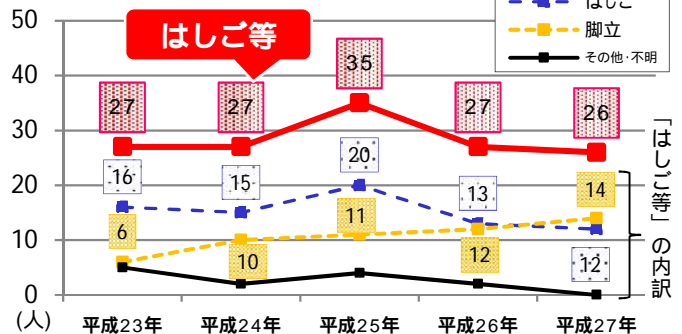
【墜落・転落による休業4日以上の被災労働者数】
出典：労働者死傷病報告

計 20,186人
(小数点以下四捨五入)



毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの
墜落・転落により亡くなっている

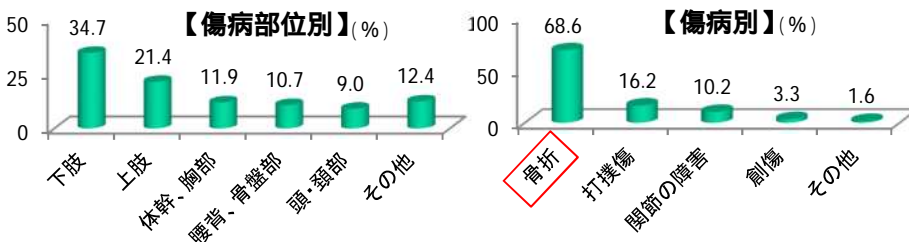
【過去5年間の墜落・転落による死亡労働者数】
出典：死亡災害報告



参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上の労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件（全数の25.5%）を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件（うち墜落・転落災害は約86%）であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



グラフからわかること

【傷病部位別】
下肢と上肢で、全体の半数以上を占めている。

【傷病別】
骨折が全体の約3分の2を占め、重篤な災害につながりやすい。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

ポイント1 典型的な災害発生原因（墜落・転落死亡災害例）

出典：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

はしご

№1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。

ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。



脚立

№1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。

ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。

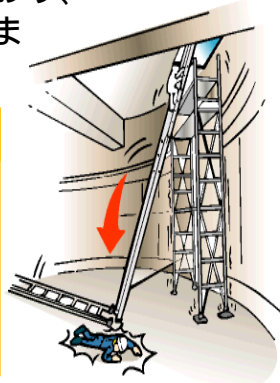


№2 はしごが転位する

【事例】はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。

ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかりと固定する。
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。



№2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。

ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。
なお、脚立にまたがった作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。
脚立の片側を使って作業すると、3点支持（ ）がとりやすい。



№3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。
(耐滑性の低い靴を使用)

ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。



№3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。

ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかりと保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。



() 3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

ポイント2 はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

はしごや脚立の**使用自体を避けられないですか？**
墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー
(移動式足場)、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？ ()

() 足元の高さが2 m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置(手すり等)を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



十分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、
 はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

移動はしごの安全使用のポイント

はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか
 (固定できない場合、別の者が下で支えているか)
 足元に、滑り止め(転位防止措置)をしているか
 はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
 はしごの立て掛け角度は75度程度か。

こうすれば
 安全

立てかける位置は
 水平で、傾斜角75°、
 突き出し60センチ
 以上となっている
 ことを確認



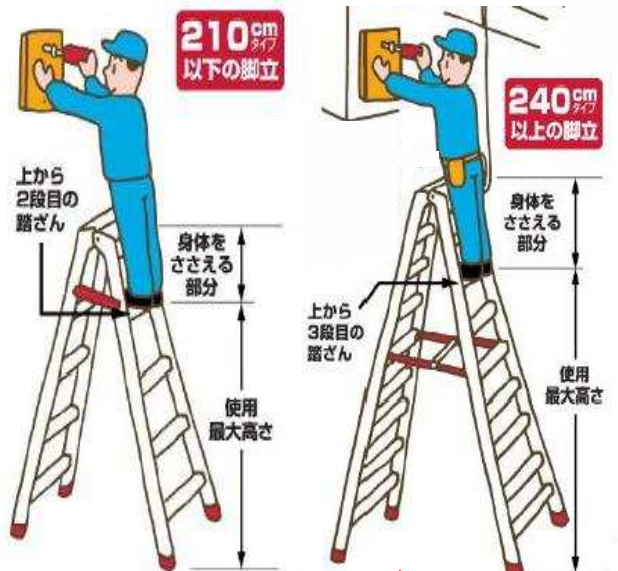
しっかり
 固定!

指差し呼称のポイント

「突き出し60センチ、75°立てかけ ヨシ!」

出典:「シリーズ・ここが危ない
 高所作業」中央労働災
 害防止協会編

脚立の安全使用のポイント



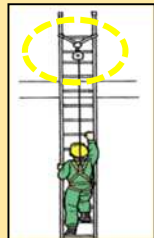
高さ2 m以上での作業時は、
 ヘルメットだけでなく
 安全帯も着用しましょう!

軽金属製品協会
 (無断転用禁止)

こういった後付けの安全器具もあります

【はしご支持・手摺金具】 【はしご足元安定金具】

(安全ブロック
 (ストラップ式の
 墜落防止器具))



「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

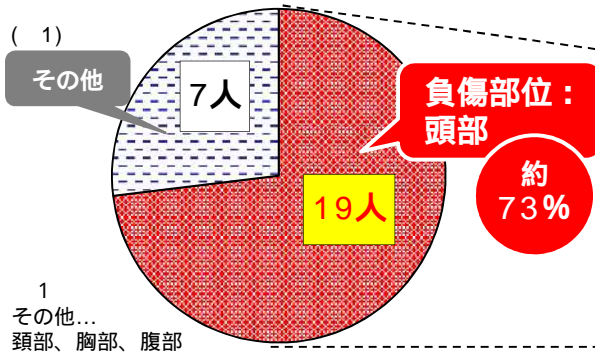
脚立(安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

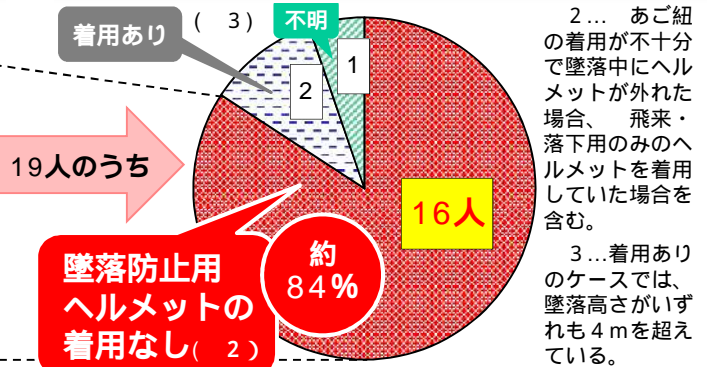
ポイント3 必ずヘルメットを着用してください

参考 頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落防止用のヘルメットを着用していませんでした（平成27年集計）出典：災害調査復命書

「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位【平成27年分（26人）】



墜落防止用ヘルメットの有無【頭部負傷の場合のみ集計（19人）】



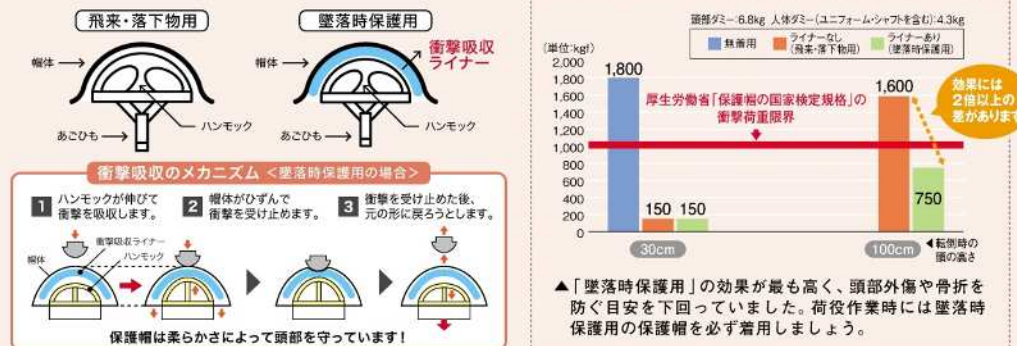
ヘルメットのすぐれた効果

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P.12

保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。



■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。
 協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会 (JHMA) <http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P.3

必ず保護帽を着用！



特に**1**と**3**を忘れずに！
 （死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです）

（着用時5つのポイント）

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

1 要チェック！

ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

3 参考

あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります！

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。
 （H29.3）

職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- ～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

～取組の5つのポイント～

実施できて いれば☑	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

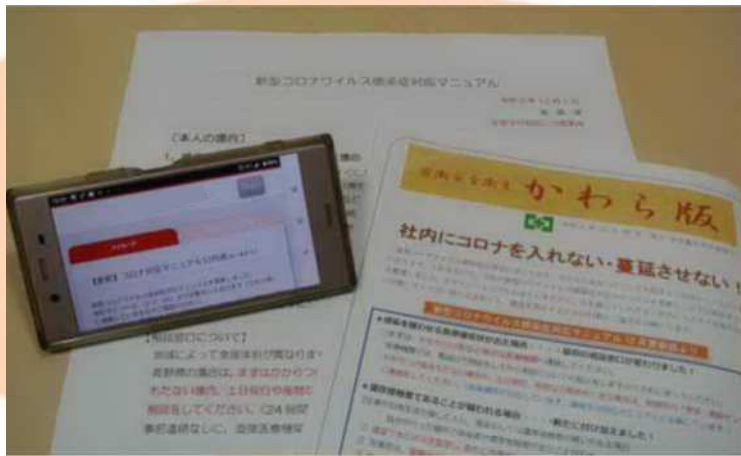
リーフレットは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における感染防止対策の実践例

○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
[手順]
①感染リスクのある社員の自宅待機
②濃厚接触者の把握
③消毒
④関係先への通知など

手順全文は
(独)労働者健康安全機構
長野産業保健総合支援
センターホームページから
ダウンロード可能です。

サーマルシステムの導入（社会福祉法人）



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。



○ 密とならない工夫

I Tを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

I Tを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

職場における感染防止対策の実践例

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

社員食堂での対策（製造業）



- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

○ 感染防止のための基本的対策

入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

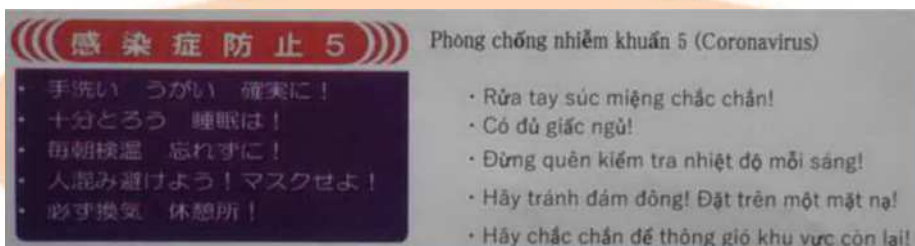
複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

○ その他の取り組み

外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）



- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業者のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい/いいえ
	・事業者の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい/いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい/いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい/いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業者の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい/いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい/いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COOCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい/いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」		
	・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい/いいえ
(2) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい/いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい/いいえ
	・外出時、屋内にいるときや命話をすると共に、必ずがなくてもマスクの着用を求めている。	はい/いいえ

チェックリストは
厚生労働省
ホームページから
ダウンロード可能です。



職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

北海道	011-709-2311	石川	076-265-4424	岡山	086-225-2013
青森	017-734-4113	福井	0776-22-2657	広島	082-221-9243
岩手	019-604-3007	山梨	055-225-2855	山口	083-995-0373
宮城	022-299-8839	長野	026-223-0554	徳島	088-652-9164
秋田	018-862-6683	岐阜	058-245-8103	香川	087-811-8920
山形	023-624-8223	静岡	054-254-6314	愛媛	089-935-5204
福島	024-536-4603	愛知	052-972-0256	高知	088-885-6023
茨城	029-224-6215	三重	059-226-2107	福岡	092-411-4798
栃木	028-634-9117	滋賀	077-522-6650	佐賀	0952-32-7176
群馬	027-896-4736	京都	075-241-3216	長崎	095-801-0032
埼玉	048-600-6206	大阪	06-6949-6500	熊本	096-355-3186
千葉	043-221-4312	兵庫	078-367-9153	大分	097-536-3213
東京	03-3512-1616	奈良	0742-32-0205	宮崎	0985-38-8835
神奈川	045-211-7353	和歌山	073-488-1151	鹿児島	099-223-8279
新潟	025-288-3505	鳥取	0857-29-1704	沖縄	098-868-4402
富山	076-432-2731	島根	0852-31-1157		

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら
 <学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター>

0120-60-3999